

所得段階	対象となる方	保険料率	令和7・8年度 介護保険料(年額)
第1段階	生活保護被保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金※1 受給者、前年の合計所得金額※2 から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 80 万 9 千円以下の方	基準額 ×0.285	21,100円
第2段階	市民税世帯非課税で、第1段階に該当しない方で本人の前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方	基準額 ×0.435	32,200円
第3段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	基準額 ×0.685	50,800円
第4段階	市民税世帯課税で、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 80 万 9 千円以下の方	基準額 ×0.85	63,000円
第5段階 (基準段階)	市民税世帯課税で、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額と課税年金収入額の合計が 80 万 9 千円を超える方	基準額 ×1.00	74,100円
第6段階	本人が市民税課税※3 で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.15	85,200円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 125 万円未満の方	基準額 ×1.20	88,900円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 210 万円未満の方	基準額 ×1.30	96,300円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 ×1.50	111,200円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	基準額 ×1.65	122,300円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上 420 万円未満の方	基準額 ×1.80	133,400円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額 ×1.85	137,100円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 520 万円以上 600 万円未満の方	基準額 ×1.87	138,600円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 600 万円以上 620 万円未満の方	基準額 ×2.03	150,400円
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額 ×2.05	151,900円
第16段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 720 万円以上 800 万円未満の方	基準額 ×2.07	153,400円
第17段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額 ×2.25	166,800円
第18段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	基準額 ×2.45	181,600円

※1.「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2.「合計所得金額」とは、総合課税分(年金や給与、配当、譲渡など)と申告分離課税分(株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得など)等の所得の合計金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除を引く前の金額です。ただし、短期・長期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、特別控除額を控除した額になります。

※3. 第6段階から第18段階の方は、令和3年度から5年度まで合計所得金額に給与所得又は年金等に係る雑所得があった場合、給与所得又は年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する特例措置がありました。令和6年度分以後は特例措置が廃止されました。